長崎市告示第６２７号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したため、生活保護法第５５条の３第１号及び中国残留邦人等支援法第１４条第４項の規定により告示する。

令和８年１１月１１日

長崎市長　　鈴木　史朗

（指定）勤務者

	業務の種類	指定施術機関名（施術者氏名）	施術者住所	指定年月日
1	柔道整復	仲家　耀士	長崎市花園町16-11	令和8年10月26日